

鳥取県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦	鳥取市伏野2259-43	デイサービスセンターほのぼの家	倉吉市昭和町1-10	通所介護	平成20年4月1日
〃	〃	ははき訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70	訪問介護	〃
〃	〃	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所母来寮	〃	特定施設入居者生活介護	〃
株式会社わかとり 代表取締役 角 祐一	米子市大崎1404	株式会社わかとり ハートステーション倉吉	倉吉市清谷325	訪問介護	〃